

じむじよの御守り^(※)

Office amulet

2023年3月1日 保険始期分(中途加入可)

事務所に関わる
新たな
経営リスク

- サイバー攻撃ハッキング被害
さらに業務情報の流出…
- 過労死・セクハラ防止義務
- 都条例による自転車保険義務化 など

お問い合わせ
ご質問は
コチラ



他人事ではない高額サイバー事故

- 既に、多くの企業がサイバー攻撃による被害を経験しており、もはや他人事ではありません。
- ひとつの事故が発生すると、原因調査から顧客・取引先への謝罪などの各種対応や巨額な損害の可能性があります。

過去にサイバー被害を受けた割合 (1,000人超の大企業 38.7%、50人以下の中小企業 11.6%)

※出典 一般社団法人 日本損害保険協会「国内企業のサイバーリスク意識・対策実態調査2020」より

会員の皆様へ

今や、すべての企業・組織がサイバー攻撃とは無縁ではなく、社会全体でサイバーセキュリティ強化が求められるようになりました。

また、企業の社会的責任や雇用に関わるトラブルの増大など、事務所経営をとりまく環境は変化し、厳しくなっています。このような状況を踏まえ、東京建築士会専用の補償制度「じむしょの御守り」^(※)を発足いたしました。

この制度では、保険による補償とともに、サイバー事故に際し必要な対策をコーディネートするサービスも利用できますので、有事の緊急対策としても有効です。

皆様の制度として、専用の手続きと保険料にてご案内をしておりますので、まさに安心経営の『御守り』としてご加入いただきますようご案内申し上げます。

1 東京建築士会 会員専用 「じむしょの御守り」^(※)の特長

(※) 一般社団法人東京建築士会を契約者とする
「ビジネスマスター・プラス」事業活動総合保険団体契約のペットネームです。

サイバーリスクや職場環境、社会への配慮に備える補償を提供する「東京建築士会専用の賠償責任補償制度」です。

サイバー攻撃や雇用慣行リスク等に迅速かつ的確に専門家の支援を受けられる「緊急時サポート総合サービス」が加入された会員の皆さまを支えます。

補償タイプはワイドプランとスタンダードプランの2プランを用意しております。

保険料は全額損金処理することができます。

※実際の税務処理については、税理士にご相談ください。今後、法改正により変更になる可能性があります。

2 「じむしょの御守り」にご加入できる方は

この保険にご加入できる方（被保険者）は、以下の2つの条件を満たす建築設計事務所となります。

- ① **一般社団法人東京建築士会員を代表者とする建築士事務所**
(法人でない建築設計事務所の場合はその代表者、法人の場合はその法人となります。)
- ② **兼業の事務所の場合、
全ての年間売上高の80%以上が建築設計事務所の業種に該当する建築士事務所**

この保険は、加入された事務所の業務に関連するリスクを事業活動総合保険普通保険約款に基づいて補償する保険です。設計等の建築士固有の業務リスクの補償は別途建築士賠償責任保険に加入いただく必要がございます。

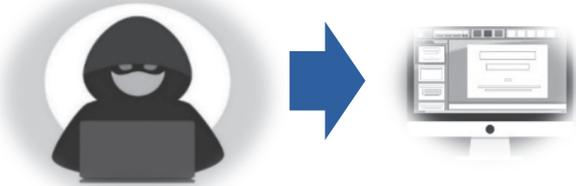
3 「じむしょの御守り」とは

新たな経営課題に備える「じむしょの御守り」^(※)を創設しました。

この機会に「サイバーリスク」「職場環境・社会への配慮」についての備えをおすすめします。

① サイバー攻撃による事務所PCのウイルス感染お客様情報・機密情報の漏えいリスク 【サイバーリスク賠償責任補償特約】

補償と同時に緊急時サポート総合サービスをご利用いただけます。



| 事故概要 | 想定被害額 |
|---|---------------|
| 事務所から顧客先にメール添付した添付物にマルウェア感染疑義。感染疑義のPCのフォレンジック調査の結果、感染はしていない旨判明。PCのフォレンジック調査に、約400万円の費用および調査期間で3か月ほど要した。 | 約400万円 |

② 事務所施設の所有・管理に起因する賠償事故発生リスク 【賠償ユニット】



都条例で自転車保険が義務化
来客の転倒にも責任が発生します

| 事故概要 | 想定被害額 |
|---|-----------------|
| 業務中、自転車に乗車し直進中、歩行者と距離もあつたため特に注意せず進行し、歩行者と衝突し、死亡させた。 | 約2,280万円 |

③ 過労死などによる遺族からの訴訟リスク 【使用者賠償責任補償特約】

〈ワイドプラン〉



「安全配慮」は明文化された義務です
裁判費用・賠償金が高額化しています

| 事故概要 | 想定被害額 |
|--|-----------------|
| 従業員が大量飲酒をして急性アルコール中毒になり死亡。常態化した長時間労働によるうつ病が原因として家族が会社に対して損害賠償請求した。 | 約4,380万円 |

④ セクハラ・不当解雇による従業員からの訴訟リスク 【雇用慣行賠償責任補償特約】

〈ワイドプラン〉



| 事故概要 | 想定被害額 |
|--|---------------|
| 人事上の不当な取扱いや退職勧奨を受けたことで精神疾患を発症し、休職に追い込まれたとして、従業員から賃金差額と精神的慰謝料の請求を受けた。 | 約950万円 |

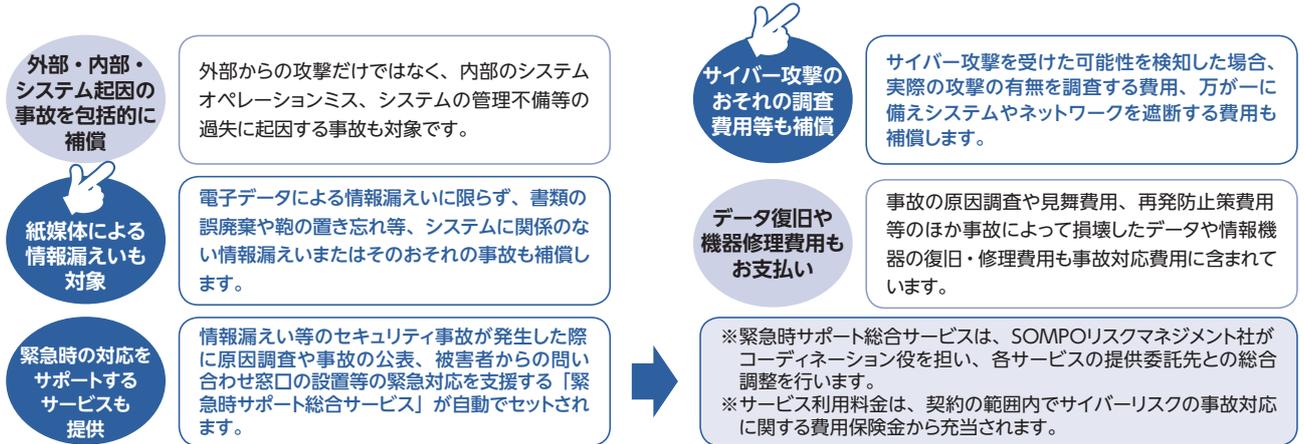
4 「じむしょの御守り」とは

この保険は、事務所における業務のミスに起因して生じた以下の損害賠償をカバーします。

設計業務（設計・構造計算・法令未達等）の建築士固有業務のミスによる損害賠償は別途建築士賠償責任保険等の加入が必要です。

ワイドプラン(①～④)/スタンダードプラン(①・②)

①サイバー攻撃による事務所PCのウイルス感染 【サイバーリスク賠償責任補償特約】 お客様情報・機密情報の漏えいリスクをカバー



以下の①から③までのいずれかの事由に起因して損害賠償請求がなされたこと（または損害賠償請求がなされるおそれ）により、貴社が負担する損害賠償金、争訟費用等について、保険金をお支払いする特約です。（保険期間を通じて特約の保険金額が限度となります。）

- ① 情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ② ①の事由以外の、次のア. からウ. の事由
 - ア. デジタルコンテンツ不当事由（注）
 - イ. 被保険者システムに対するサイバー攻撃
 - ウ. ア. およびイ. 以外のITユーザー業務またはITサービス業務の遂行にあたり生じた偶然な事由
 - ③ サイバー攻撃に起因して発生した他人の身体の障害、他人の財物の損壊等
- （注）デジタルコンテンツを公表、表示、配信、提供その他の業務における利用をした結果生じる次の事由をいいます。①名誉き損②プライバシーの侵害③氏名権の侵害④肖像権の侵害⑤パブリシティ権の侵害⑥広告および宣伝内容の誤り⑦情報、アイデア等の盗用⑧著作権または商標の侵害

②日本国内^(注1)で発生した貴社の次の業務上の偶然な事故による身体の【賠償ユニット】 障害・財物の損壊に起因する法律上の損害賠償責任をカバー



<損害賠償金>

法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害について、1回の事故などにより発生した損害の合計額が自己負担額（免責金額）を上回る場合に、その上回った額に対して、保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額を限度にお支払いします。

<費用保険>

損害防止費用、権利保全費用、初期対応費用、争訟対応費用^(注2)、見舞費用^(注3)（ワイドプランのみ）、争訟費用、協力費用、建具等修理費用保険金^(注4)

費用保険金の詳細については「お支払いする保険金の内容」をご確認ください。

（注1）製造物・完成作業危険については、貴社の役員、従業員等以外の日本在住者が国外に持ち出した国内向け製品により、日本国外において発生した事故については補償の対象となります。ただし、輸出入製品またはその構成部品もしくは原材料等として製造、販売または提供されたものである場合を除きます。

（注2）保険期間を通じて、初期対応費用と争訟対応費用を合算して1,000万円を限度にお支払いします。

（注3）被害者1名（法人の場合は1法人）につき2万円を限度、かつ1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。

（注4）1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。

③ 過労死などによる遺族からの訴訟リスクをカバー

【使用者賠償責任補償特約】

従業員等が、業務中の偶然な事故によるケガなどを被ったことについて、貴社およびその役員が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です（1事故につき、特約の保険金額限度）。ただし、損害賠償金については次のア.からウ.までの金額の合計額を超過する場合にかぎり、その超過額についてお支払いします。



- ア. 政府労災により給付される金額
- イ. 自賠責保険などにより支払われるべき金額
- ウ. 災害補償規程などにに基づき従業員、遺族に支払うべき金額

④ セクハラ・不当解雇等による従業員からの訴訟リスクをカバー

【雇用慣行賠償責任補償特約】

以下のア.からキ.までのいずれかの事由に起因して、貴社または役員、従業員が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。（保険期間を通じて特約の保険金額が限度となります。1請求につき、自己負担額（免責金額）10万円が適用されます。）



- ア. 雇用上の差別
- イ. 不当解雇
- ウ. セクシャルハラスメント^(注)
- エ. マタニティーハラスメント^(注)
- オ. パワーハラスメント^(注)
- カ. ケアハラスメント^(注)
- キ. モラルハラスメント^(注)

(注) 具体的な行動や発言を行った被保険者個人に賠償請求がなされた場合はお支払いの対象となりません。

緊急時サポート総合サービス（ワイド・スタンダードいずれのプランでも利用可）

サイバー攻撃を受け、サイバー事故が発生、情報漏えいまたはそのおそれが生じた場合、真っ先に相談を受け、必要な対策を総合コーディネートします。

- ◆インシデントに対する、調査・復旧・再発防止の対応支援
- ◆情報漏えい時の被害拡大防止・緊急広報対応・炎上対策の対応支援
- ◆お客様対応のコールセンター設置、謝罪会見の設定等々
- ◆保険金額の範囲で、事故対応で発生するコストを保険金として貴社にお支払いします。

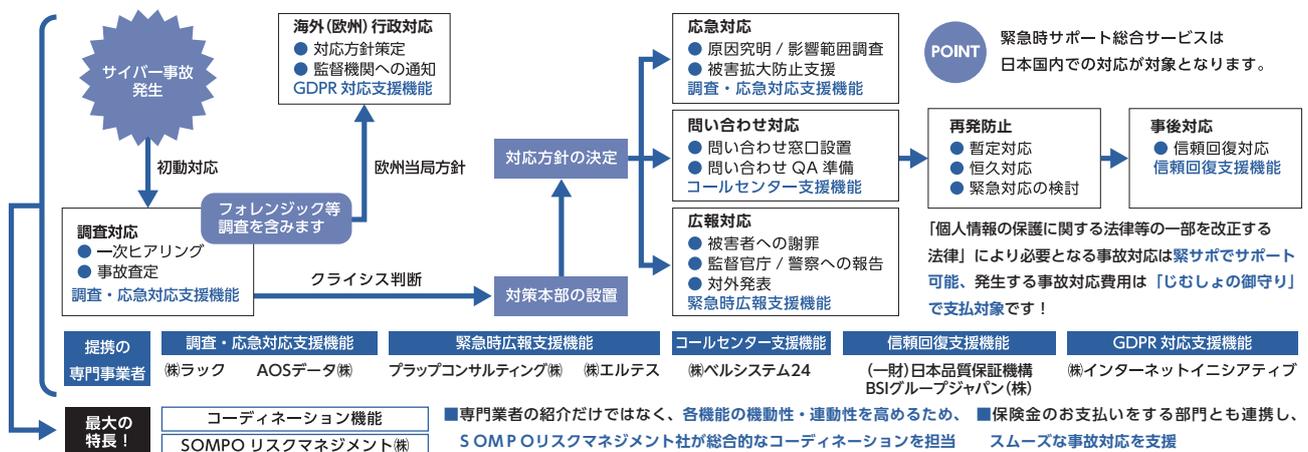
※【ワイドプラン】で付帯される雇用慣行賠償責任補償特約でも緊急時サポート総合サービスは利用可能です。

サイバー緊急時の御守りに!
無料利用可

緊急時サポート総合サービス

POINT

「じむしょの御守り」では、保険でお支払い対象となる事故が発生した場合に、お客さまにて対応が必要となる事故対応を支援する「緊急時サポート総合サービス」を利用できます。



※サービス提供者は2022年8月現在の内容です。
サービスの内容は予告なしに変更となる場合があります。

口座振替依頼書について

- ①預金者の氏名、および通常預金通帳の記号番号は筆書（パソコン等による印字は不可）で行い、お届けの印章により押印をお願いします。
- ②用紙にあらかじめ記載した内容に変更されないようお願いします。
※「申込人名」「申込人住所」の欄も忘れずにご記入をお願いします

加入依頼書について

- ①加入事務所欄ご記入・ご捺印
※会員番号は東京建築士会様の会員番号をご記入ください
- ②加入内容ご記入
あらかじめ取扱代理店がお客さまから伺った内容で加入依頼書を作成しますので、内容をご確認ください。

中途加入について

- ・3月1日以降でも、中途加入は随時受け付けております。

加入スケジュール

- ・加入依頼書一式送付 毎月末日（消印有効）で取扱代理店宛送付
- ・口座振替 加入依頼書一式送付月の3か月後の6日
- ・補償開始 加入依頼書一式送付月の翌々月の1日午後4時から開始



6

「じむしょの御守り」保険料例

1. 補償内容

| ワイドプラン ①+②+③+④ | |
|--|---|
| スタンダードプラン ①+② | |
| ①サイバー・情報漏えいの補償 5,000万円まで（対応費用：500万円） ※1事故限度 | ③過労死などによる訴訟リスク 【使用者賠償責任補償特約】1億円まで ※1事故限度 |
| ②事務所施設・自転車事故の賠償 5,000万円まで（受託物：500万円） ※1事故限度 | ④セクハラ・不当解雇などによる訴訟リスク 【雇用慣行賠償責任補償特約】1,000万円まで ※期間中限度・免責 10万円 |

・売上高は事務所の全ての年間売上高（直近会計年度）となります。

※兼業の事務所の場合、全ての年間売上高の80%以上が建築士事務所の業種に該当する必要があります。

※年間売上高が1億円を超える場合、在席人数30名を超える場合は取扱代理店までご相談ください。

2. 保険料例

年間売上高1億円 事務所延床面積150㎡の場合

(1) スタンダードプラン：年間保険料 **66,750円**

- ・サイバー攻撃によるPCのウイルス感染、お客様情報や機密情報の漏えいへの補償
→5,000万円まで（対応費用500万円） ※1事故限度
- ・事務所施設の所有・管理に起因する賠償事故発生の補償
→5,000万円まで（受託物500万円） ※1事故限度

(2) ワイドプラン：年間保険料 **174,990円**

- ・過労死などによる遺族からの訴訟への補償
→1億円まで ※1事故限度
- ・セクハラ・不当解雇による従業員からの訴訟への補償
→1,000万円まで ※期間中限度

お支払いする保険金の内容

賠償ユニット

■保険金の種類

①損害賠償金

(被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金ならびに判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金をいいます。ただし、損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合には、その価額を差し引くものとします。)

日本国内^(注)で発生した貴社の業務上の偶然な事故に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害もしくは財物の損壊について、または貴社の業務上の行為により日本国内で発生した人格権侵害・宣伝障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、契約方式・補償プランに応じて保険金をお支払いします。保険金は、1回の事故などにより発生した損害の合計額が自己負担額(免責金額)を上回る場合に、保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額を限度にお支払いします。損害の種類ごとの支払限度額は次のとおりです。

| 損害の種類 | | 支払限度額 | |
|-----------------------|--------------------|-------------------------|---|
| 身体の障害 | | 保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額限度 | |
| 人格権侵害・宣伝障害 | | | |
| 財物の損壊等およびその結果発生する使用不能 | | | |
| 財物の損壊 | 損傷等の発生していない財物の使用不能 | 1事故1,000万円限度 | |
| | 製造物自体・作業の結果自体の損壊 | | |
| | 受託物 | 損傷等、紛失、盗取、詐取 | 1事故500万円または時価額のいずれか低い額限度 |
| | | 損傷等、紛失、盗取、詐取の結果発生する使用不能 | 1事故100万円限度 |
| | 受託不動産 | 損傷等 | 1事故5,000万円または時価額のいずれか低い額限度 |
| | | 損傷等の結果発生する使用不能 | 1事故100万円限度 |
| | 受託貨物 (物流業務のみ) | 損傷等、紛失、盗取、詐取 | 1回の事故について次のいずれか低い額 ア. 賠償責任受託貨物危険保険金額 イ. 仕切状・納品書がある貨物については、その状面価格(ただし、運送貨および諸掛りが含まれていない場合はこれを加算した額。)、寄託申込書がある場合は寄託申込価格。ただし、これらの書類がない場合は受託貨物の時価 |
| | | | 使用不能 |

【ご注意】被害者からの損害賠償請求に対して損保ジャパンの承認なしに示談した場合には、損害賠償金を削減してお支払いする場合がありますので、ご注意ください。

| 用語 | 説明 |
|------------|---|
| 損傷等 | 滅失、損傷または汚損をいいます。 |
| 身体の障害 | 人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。 |
| 財物の損壊 | <ul style="list-style-type: none"> 施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損傷等、その結果発生する使用不能、および損傷等の発生していない財物の使用不能をいいます。 受託物危険については財物の損傷等、紛失、盗取、詐取、およびその結果発生する使用不能をいいます。 受託不動産危険については財物の損傷等、およびその結果発生する使用不能をいいます。 |
| 施設・業務遂行危険 | 施設の所有・使用・管理、および業務に起因する身体の障害および財物の損壊で製造物・完成作業危険、受託物危険、受託不動産危険以外のものをいいます。 |
| 製造物・完成作業危険 | 製造物および作業の結果に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。 |
| 受託物危険 | 受託物に発生したすべての財物の損壊をいいます。 |
| 受託不動産危険 | 貴社が借用する不動産に発生したすべての財物の損壊をいいます。 |
| 人格権侵害 | <p>次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。</p> <p>①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損</p> <p>②口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の^(ほう)誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害</p> |
| 宣伝障害 | <p>商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する^(ほう)障害をいいます。</p> <p>①口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の^(ほう)誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害</p> <p>②著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権を含みません。)、標題または標語の侵害</p> <p>③宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用</p> |

②損害防止費用^(注2)

事故が発生した場合に損害の発生および拡大の防止のために支出した費用をお支払いします。回収費用や石油拡散防止費用は除きます。

③権利保全費用^(注2)

被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合において、被保険者が支出したその権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。

④争訟費用^(注2)

損害賠償責任の解決のために損保ジャパンの書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬などの費用をお支払いします。

⑤協力費用^(注2)

損保ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパンの請求に応じて貴社がこれに協力するために支出した費用をお支払いします。

⑥初期対応費用^{(注2)(注3)}

事故が発生した場合に損保ジャパンの承認を得て支出した初期対応のための費用(事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など)をお支払いします。

| | |
|-------------------|---|
| ⑦争訟対応費用 (注2) (注3) | 損害賠償責任の解決のために損保ジャパンの書面による同意を得て支出した意見書・鑑定書作成費用などの費用をお支払いします。 |
| ⑧見舞費用 (注2) | 対人・対物事故が発生した場合に損保ジャパンの書面による同意を得て支出した見舞金・見舞品の購入費用などについて、被害者1名（法人の場合は1法人）あたり2万円を限度、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。 |
| ⑨建具等修理費用保険金 | 貴社の借用する事業用の建物に損害が生じた際に、家主との間で締結した賃貸借契約などの契約に基づいて自己の費用で修理した場合の費用について、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。ただし、貴社が借用する社宅等が生じた損害は除きます。 |

(注) 製造物・完成作業危険については、貴社の役員、従業員等以外の日本在住者が国外に持ち出した国内向け製品により、日本国外において発生した事故については補償の対象となります。ただし、輸出用製品またはその構成部品もしくは原材料等として製造、販売または提供されたものである場合を除きます。

(注2) 結果的に損害賠償責任がないことが判明した場合でも、保険金をお支払いします。

(注3) ⑥と⑦を合算して、保険期間を通じて1,000万円が限度となります。

サイバーリスク賠償責任保険、オプション特約（使用者賠償責任補償特約、雇用慣行賠償責任補償特約）についてはP. 3、4をご覧ください。

保険金がお支払いできない主な場合

身体の障害・財物の損壊に関する事由

〈身体の障害・財物の損壊に共通の事由〉

- ご契約者、記名被保険者、これらの代理人、その他の被保険者の故意
- 地震、噴火、津波、洪水、戦争、核燃料物質による事故
- 環境汚染（突発的な事故による汚染物質の流出などを除きます。）
- 約定または合意によって加重された損害賠償責任
- 記名被保険者の業務上の事故により被保険者が被った身体の障害（労災事故）に対して負担する損害賠償責任（オプションの「使用者賠償責任補償特約」をセッティングいただくことにより従業員などのケガについてはお支払いの対象となります。）
- 記名被保険者の所有物の財物の損壊
- 日本国外で発生した身体の障害、財物の損壊
- 弁護士、医師、建築士などの業務（資格の有無を問いません。）
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性

など

〈施設・業務遂行に関する固有の事由〉

- 航空機、自動車、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）、または銃器の所有・使用・管理に起因する事故（貨物の積み込みまたは積卸し作業に起因する事故、対象敷地内での車両、工事現場内または貴社の工事現場内にある建設用工作車、構内専用車または非所有フォークリフト（非所有フォークリフトは物流業務に限る）の所有・使用・管理に起因する事故を除きます。）
- 施設外にある船舶の所有・使用・管理に起因する事故（貨物の積み込みまたは積卸し作業、工事に使用されている間の船舶などに起因する事故を除きます。）
- 塵埃または騒音に起因する損害
- 基礎工事、地下工事、または土地の掘削工事に起因する土地の沈下、隆起、振動、土砂崩れ、土砂の流出・流入などによる財物の損壊
- 記名被保険者の施設から公共水域への石油物質の流出による財物の損壊
- 石油拡散防止費用について負担する損害賠償責任
- 記名被保険者によってまたは記名被保険者のために記名被保険者以外の者によってなされた約定または合意に基づく債務の不履行に起因する滅失、損傷、汚損の発生していない財物の使用不能損害

など

〈製造物・完成作業に関する固有の事由〉

- 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売した製品および法令に違反して行った作業の結果
- 記名被保険者の製品などのみに生じた財物の損壊

【ご注意】 次の①から③までのいずれかの条件を満たす場合はお支払いの対象となります。

- ①製造物等自体に生じた損傷等が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
- ②貴社の製造物の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
- ③貴社の作業の結果のうち材料等の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合

- 回収措置を講じるための費用に対して負担する損害賠償責任
- 身体の障害、財物の損壊の発生防止・抑制などを効能・性能とした製

品などがその設計上、表示上の不備などにより効能などを発揮できなかったことにより生じた身体の障害、財物の損壊に対して負担する損害賠償責任

など

〈受託物に関する固有の事由〉

- ご契約者、被保険者、被保険者の代理人が行い、または加担した受託物の盗取または詐欺
- 受託物の瑕疵、自然の消耗、かび、腐敗、ねずみ食い、虫食いなどや自然発火、自然爆発による財物の損壊
- 屋根、扉、戸、窓、通風筒などから入る雨、雪などによる財物の損壊
- 貨幣・紙幣、有価証券、宝石、貴金属、美術品、骨董品、設計書などの財物の損壊
- 委託者に引き渡された日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された受託物の財物の損壊
- 加工の拙劣または仕上不良などによって受託自動車に発生した財物の損壊（火災、爆発による場合を除きます。）
- 法令に定められた運転資格、操縦資格を持たない者、または酒気帯び運転者もしくは操縦者によって運転・操縦されている間に受託自動車に生じた財物の損壊

など

〈借用建物（受託不動産）に関する固有の事由〉

- 改築、増築、取りこわしなどの工事に起因して借用建物に発生した財物の損壊（被保険者が自己の労力をもって行った作業に起因する場合を除きます。）
- 汚損、擦損、塗料の剥がれなどの単なる外形上の損傷であって、借用建物の機能に直接影響のない財物の損壊
- 借用建物に生じた煙または臭気などの付着による財物の損壊
- 貸主に引き渡した後に発見された借用建物の財物の損壊

など

人格権侵害・宣伝障害に関する事由

- 被保険者の犯罪行為
- 採用・雇用または解雇に関する行為
- 広告宣伝、放送、出版などを業とする被保険者による行為
- 日本国外で発生した人格権侵害・宣伝障害
- 契約違反
- 宣伝された品質または性能に商品、製品またはサービスが適合しない場合
- 商品、製品またはサービスの価格表示誤り

など

建具等の修理に関する事由

- 管理を委託された者または記名被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害
- 借用施設の瑕疵、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、さび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い
- 借用施設の管球類のみに生じた損害
- 汚損、擦損、塗料の剥がれなどの単なる外形上の損傷であって、借用施設の機能に直接関係のない損害
- 借用施設に生じた煙または臭気などの付着の損害

など

特にご注意いただきたいこと

I 契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

- ご契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項（加入依頼書および付属書類の記載事項すべて）について、損保ジャパンに事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があります。
- 保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 保険料算出基礎数字は正しくご申告願います。ご申告が実態と異なる場合、後日、保険料の追加請求または返れいが必要となったり、保険金のお支払いできないまたは削減される場合があります。本年度の保険料算出基礎（売上高等）が、直近の会計年度（労働保険年度）と比較して低い場合であっても、直近の会計年度（労働保険年度）に基づいた保険料をいただきます。
保険種目が「事業活動総合保険（ビジネスマスター・プラス）」で確定保険料方式で契約した場合、翌年度以降のご継続契約も確定保険料方式でご契約いただけます。なお、翌年度以降のご継続契約で概算保険料方式を選択することはできません。
本保険契約終了後には、保険料算出基礎数字の変動に伴う保険料の追加請求、返還がありません。（「確定精算」の手続きを行いません。）

II 契約締結後における注意事項

① 通知義務等

- 保険契約締結後、通知事項※が発生する場合は取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。
※加入依頼書等および付属書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること。
加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知が必要となります。（ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンまでご通知いただく必要はありません。）
- ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。
- また、ご契約者の住所などに変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまで遅滞なくご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができなくなります。
- 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

III 万一事故にあわれたら

① 事故が起こった場合のお手続き

- 事故が起こった場合は、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかつた場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

② 保険金のご請求に必要な書類

- 保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

| | 必要となる書類 | 必要書類の例 |
|---|--|--|
| ① | 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類 | 保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票など |
| ② | 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類 | 事故状況説明書、罹災証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書など |
| ③ | 損害 ^(※1) の額、損害 ^(※1) の程度および損害 ^(※1) の範囲、復旧の程度等が確認できる書類 | ■賠償ユニットにおける損害 診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、修理見積書、写真、領収書、函面（写）、取扱説明書、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写）など |
| ④ | 保険の対象であることが確認できる書類 | 売買契約書（写）、保証書、固定資産課税台帳登録事項証明書など |
| ⑤ | 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類 | 同意書など |
| ⑥ | 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類 | 示談書 ^(※2) 、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収証、承諾書など |
| ⑦ | 質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類 | 承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書など |
| ⑧ | 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類 | 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など |

（※1）損害とは各ユニットで保険金のお支払い対象となる損害、損失、費用または傷害のことをいいます。

（※2）保険金は、原則として被保険者から相手の方への賠償金を支払った後にお支払いします。

（注）事故の内容および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

③ 保険金のお支払いについて

- 前記の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払までの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談につきましては、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。

事前に損保ジャパンにご相談なく示談された場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

（注）この保険には示談代行サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら記名被保険者ご自身で交渉を進めていただくこととなります。

④ 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故 サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】

平日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間（12月31日～1月3日を含みます。）

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

IV その他ご注意いただきたいこと

① 保険期間について

- (1) この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間です。ただし、個別のご契約により異なる場合がありますので、詳しく取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの**保険期間につきましても、加入依頼書等にてご確認ください。**
- (2) 保険責任は保険期間の初日の午後4時（加入依頼書等またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。

② 契約の解約について

- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 契約の無効、取消しについて

- 次の場合に保険契約が無効または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など

④ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

⑤ 加入者証について

- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入の日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

⑥ クーリングオフについて

- この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回）の対象とはなりません。

⑦ 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式サイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式サイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式サイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

保険会社との間で問題を解決できない場合 （指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

 **0570-022808**（通話料有料）

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】

平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

7 万一事故が起きた時は

事故発生を知った場合または損害賠償請求を受けた場合は、ただちに下記の手続きをおとりください。

保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応をしなかった場合、保険金の一部を差し引いて支払いを行う場合があります。

1. 次の事項を裏表紙にメモし、早急に損保ジャパンまでFAX又は電話でご連絡ください。

- (イ) 事故発生の日時・場所
- (ロ) 損害賠償請求を受けた日時
- (ハ) 被害者の住所・氏名・名称
- (ニ) 事故の原因・状況
- (ホ) 被害者から損害賠償の請求を受けたときは、その内容と金額
- (ヘ) 上記について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

2. 相手方の主張をよく聞いてください。

納得のいく解決を期するため、専門家に相談のうえ善処する旨を伝え、法律的質問が出た場合にも、安易に回答しないようにご注意ください。

3. 損保ジャパンより連絡させていただきます。

上記2.の交渉内容を損保ジャパンにご連絡いただけましたら、保険の適用の有無とその範囲、本件の解決方法等につきご案内させていただきます。

■事故発生の場合のご連絡先



SOMPO

損害保険ジャパン株式会社

本店企業保険金サービス部団体保険金サービス第二課

2023年3月10日まで 電話 (03)5913-3882

2023年3月13日以降 電話 (03)3349-5255

(受付時間平日の午前9時から午後5時まで)

●ご注意

- ・他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
- ・損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- ・損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- ・損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
- ・他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- ・上記のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- ・示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- ・賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- ・被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

2023年3月10日まで

FAX (03)3385-3708

電話 (03)5913-3882

2023年3月13日以降

FAX (03)3344-5881

電話 (03)3349-5255

内容を記載のうえ
FAX送信してください。じむしょの御守り
(一般社団法人東京建築士会)
事故連絡票

| | | | |
|--------------------|------------|------------|--|
| 事務所名 | | | |
| 住所 | 〒 | | |
| 担当部署・氏名 | | | |
| 連絡先 | 連絡先 () | FAX () | |
| 事故発生日 | 年 月 日 | | |
| 事故発生場所 | | | |
| 緊急時サポート総合サービス | 依頼 | 不要 | |
| 事故状況 | | | |
| 事故原因(推定) | | | |
| 賠償請求内容 または損害の程度 | | | |

※事故の詳細については、改めて「事故報告書」をご提出いただきます。

上記の事故に関する被災者の個人情報をご社の社員またはその委託を受けた者が下記のとおり取り扱うことに同意します。

1. 貴社が支払保険金算定の判断・保険金支払・保険引受の判断のために利用すること。

2. 貴社が以下の①から③、およびその他業務上必要とする範囲で取得・利用・提供または登録すること。

① 貴社が前記1.の業務のため業務委託先(保険代理店を含む)、医療機関、修理業者、保険金請求・支払に関する関係先、事故に関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けること。

② 貴社が保険制度の健全な運営のために(社)日本損害保険協会、損害保険料算出機構、他の損害保険会社等に提供もしくは登録し、またはこれらのものから提供を受けること。

③ 貴社が再保険契約や共同保険契約における引受保険会社からの保険金等の受領のために引受保険会社等に提供すること(引受保険会社等から他の引受保険会社への提供を含みます。)

※損害保険ジャパン株式会社は、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。

※損害保険ジャパン株式会社の個人情報保護宣言等については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

一般社団法人

東京建築士会

TOKYO SOCIETY OF ARCHITECTS & BUILDING ENGINEERS

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

取扱代理店

株式会社トータル保険サービス

営業第一部 営業第一グループ(担当 半澤・鈴木)

〒104-0031 東京都中央区京橋2-2-1

京橋エドグラン23F

TEL (03)3243-5223

FAX (03)3243-5291

(受付時間平日の午前9時から午後5時まで)

引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社

SOMPO

団体・公務開発部第二課(担当 横田)

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL (03)3349-5402

FAX (03)6388-0161

(受付時間平日の午前9時から午後5時まで)